

石岡市外国語指導講師派遣業務業者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、石岡市外国語指導講師派遣業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業所を選定するための公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】

(2) 業務内容

別紙『石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】仕様書』のとおり

(3) 業務履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 見積上限額

221,760,000円（3年間の総額。消費税相当額を含む。）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで、有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 「令和6・7年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登載されていること。
- (2) 石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成20年石岡市告示第429号）による審査の結果、入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該案件に対応するとして定めた種目について、登録が認められた者であること。
- (3) 入札参加有資格者名簿に登載されていない場合、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登載が完了している者であること。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (5) 石岡市暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。事業共同組合等が参加する場合、その構成員ではないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の前日6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - ②会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者。
 - ③民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者。
- (7) 国税等の滞納がないこと。
- (8) 過去5年間において本件業務と同種の公共業務の実績が3件以上あること。
(複数年契約で履行を継続している場合は、1年以上経過していること。)
- (9) 厚生労働大臣による労働者派遣事業の許可を受けていること。

4. 選考スケジュール

実施内容	期日等
① 実施要領等の公表	令和6年10月4日(金)
② 参加意向申出書の受付期間	令和6年10月7日(月)から 令和6年10月21日(月)午後5時まで
③ 提案資格確認結果通知・提案要請書の送付	令和6年10月30日(水)まで
④ 質問の受付期間	令和6年10月31日(木)から 令和6年11月7日(木)午後5時まで
⑤ 質問の回答	令和6年11月14日(木)
⑥ 提案書類の提出期限	令和6年11月28日(木)午後5時まで
⑦ 第1次審査(書類審査)	令和6年12月6日(金)
⑧ 第1次審査結果の通知	令和6年12月13日(金)まで
⑨ 第2次審査 プレゼンテーション審査の実施	令和6年12月23日(月)
⑩ 選考結果の通知、事業者と委託内容の協議開始	令和7年2月上旬から中旬
⑪ 契約の締結	令和7年3月(予定)

5. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年10月4日(金)から

(2) 配布方法

プロポーザルに係る書類は、石岡市ホームページからダウンロードして使用してください。

[石岡市ホームページ] <http://www.city.ishioka.lg.jp/>

6. 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加意向申出書」（様式第1号）を以下のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和6年10月7日(月)から令和6年10月21日(月)（土・日・祝日を除く）
午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

〒315-0195 茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1

石岡市教育委員会学校教育課

TEL 0299-43-1111 内線 1414

FAX 0299-43-1117

E-mail gakkou@city.ishioka.lg.jp

(3) 提出方法

提出場所まで持参または郵送（書留等の確実な方法で、提出期限内に必着のこと）
このほか、FAXまたはE-mailによる提出を可とする。ただし送付後、石岡市教育委員会学校教育課に電話連絡をし、企画提案書等の提出までに原本を持参または郵送すること（同時提出可）。

(4) 辞退表明

参加意向申出後に辞退する場合は、速やかに石岡市教育委員会学校教育課へ連絡し、指示に従うこと。

(5) 提案資格確認結果通知・提案要請書の送付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

7. 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年10月31日(木)から令和6年11月7日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

所定の質問書（要領-1）に必要事項を記入の上、石岡市教育委員会学校教育課あてにE-mailにて送付すること。E-mailのタイトルは、「石岡市外国語指導講師派遣業務に関する質問（事業者名）」とすること。E-mail以外での質問は受け付けない。

gakkou@city.ishioka.lg.jp

(3) 回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめた上で、すべての参加者に「参加意向申出書」（様式第1号）に記載されているE-mailアドレスに、E-mailにて回答する。

8. 第1次審査書類の提出について

(1) 提出書類及び部数

正本 1部 (下記提出書類一覧表②～⑩)

副本 8部 (下記提出書類一覧表③～⑨)

※副本は、社名等の判断できるものをすべて削除し用意すること。

提出書類一覧表

	提出書類名	提出上の注意
①	参加意向申出書 (様式第1号)	別途提出 (令和6年10月21日(月)午後5時まで) FAX、E-mailで提出した場合は令和6年11月28日(木)午後5時までに原本を提出すること。
②	提案書 (様式第4号)	正本にのみ添付
③	企画提案書 (任意様式)	A4版縦置き横書き。書式は自由。両面印刷で15枚以内(表紙、目次、裏表紙は含めない。)左綴じ。但し、内容上A3版が適当とされるものはA3版の利用可。この場合、A4サイズにして綴じこむこと。
④	会社概要書 (要領-2)	事業者等の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの。 同様の記載があれば、パンフレット等でも可。
⑤	参加資格確認書 (要領-3)	あてはまるものを○で囲む。
⑥	事業実績書 (要領-4) (派遣・業務委託契約の実績)	契約書(件名、契約年月日、契約年数、金額、契約相手方が記載されている部分)の写しを添付
⑦	事業執行体制 (要領-5)	
⑧	見積書 (任意様式)	消費税を含む
⑨	労働者派遣事業許可書の写し	厚生労働大臣の許可書の写し
⑩	納税証明書等(国税)	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書がないことの証明の写し(発行後3か月以内のもの)

⑪	納税証明書等（法人市町村民税）	県内に事業所を有する場合のみ（発行後 3 か月以内のもの）
⑫	登記事項証明書	履歴事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）

（2）提出方法

石岡市教育委員会学校教育課あてに持参又は郵送

※持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）。

郵送の場合は一般書留又は簡易書留による（提出期限内に必着）。

（3）提出期限

令和 6 年 11 月 28 日（木）午後 5 時必着

9. 第 2 次審査について

第 2 次審査は、第 1 次審査で提出された書類で行います。第 2 次審査に向けて、再度書類提出はありません。

（1）提出書類の取扱い

①提出された書類は返却しません。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しません。

②提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがあります。また市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

③契約事業者は提案書等に基づき、本市と協議のうえ、内容を確実に履行してください。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行ってください。

なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。

④提案書の提出は、1 者につき 1 案とします。

（2）法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください

い。なお、契約後、業務実施時における法令適合の責任は、契約事業者に属することとします。

10. 評価基準および業者選定方法

- (1) 本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし二段階方式で審査します。なお、石岡市外国語指導講師派遣業務業者選定プロポーザル実施要領のとおり審査し優先交渉権者を決定します。
- (2) 第1次審査は書類審査とし、提出書類により、全ての参加者の審査を行い、石岡市外国語指導講師派遣業務評価基準表に基づき、得点の合計が最も高い提案から上位3者を選考する。ただし、第1次審査の合計点数が120点に満たない者は、第2次審査の対象外とする。なお、第1次審査の審査結果は、第1次審査を受けた全ての参加者に通知する。また第2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングとし、第1次審査を通過した参加者に対し、以下のとおり第2次審査を実施する。第2次審査の審査結果は、第2次審査を受けた全ての参加者に通知する。

【評価基準】

審査項目	審査の主な視点	配点
① 会社概要、業務内容、従業員数等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業コンセプト、業務内容、従業員数等 ・直近5年間の同種、類似業務の実績及びその他の地方公共団体等での業務実績 	40
② ALTの採用体制	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導講師を採用する組織体制（組織、業務内容、役割分担等） ・英語指導講師の採用基準及び採用方法 	40
③ ALTの研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導講師の配置前研修期間、研修内容 	10
④ ALTの管理体制・連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTの労務管理体制、勤務評価、指導体制 ・教育委員会へ連絡、報告の体制 ・ALTの服務状況の把握、管理、相談体制。 ・学校からの要望、相談等の把握方法及び対応 	50
⑤ 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTのトラブルや欠員が生じた際の補充体制 ・法令を遵守するための取組 	50
⑥ 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額による評価 	10

⑦ 派遣業務における具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育に係るカリキュラム、教材等の提供 ・ALT の効果的な活用方法の提案 ・良好な人間関係の提案 ・配置後の授業力向上のための研修体制 ・教育委員会、学校が主催する研修会等への支援・協力 	140
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の提案 ・プレゼンテーションフォーラム等への助言及び指導 ・翻訳や通訳の支援 	60

11. プレゼンテーションの実施

事前に送付された企画提案書類に基づき、プレゼンテーションを以下のとおり実施する。

(1) 開催日時

令和6年12月23日(月) (詳細については別途通知)

(2) 開催場所

本市の指定する場所 (詳細については別途通知)

(3) 企画提案内容の説明

参加者は、15分以内で提案内容のプレゼンテーションを行う。また、25分程度の質疑応答時間を設けるものとする。

(4) 出席者

4名以下 (※事業を実施する際の責任者は必ず出席すること)。

(5) その他

説明用PC等を使用する場合は、各自で準備する (プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意)。

12. 結果通知・結果公表

第1次審査及び第2次審査ともに、審査結果を決定後速やかに文書で通知します。また、第2次審査の審査結果については、ホームページ上にて公表します。なお、選

考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

13. 契約

(1) 契約方法

優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の事業者から順に候補者が特定されるまで行う。

(2) 契約内容

契約を行う事業者の企画提案書に基づき内容を協議の上、随意契約により締結する。

14. 辞退の方法

第1次審査書類（要領—3等）を提出した後に辞退するときは、辞退届を郵送又は持参により提出してください。

15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

- ・ 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ・ 参加資格を満たさないことが判明したとき。

16. その他

- ① 提案書の作成・提出およびプレゼンテーション等に係る一切の経費は、参加者が負担するものとする。
- ② 提出された書類については、一切返却しないものとする。
- ③ 提出された書類は、プロポーザル以外で参加者に無断での使用はしない。
- ④ 提出後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- ⑤ 選定経緯及び結果に対する異議申立ては、一切受付けない。

17. 事務局

〒315-0195

茨城県石岡市柿岡5680番地1

石岡市役所八郷総合支所 教育委員会 学校教育課 担当／岡崎・生天目

TEL 0299-43-1111 (内線1414・1421)

FAX 0299-43-1117

E-mail gakkou@city.ishioka.lg.jp

質 問 書

令和 年 月 日

石岡市教育委員会学校教育課 あて

石岡市外国語指導講師派遣業務に関し、質問がありますので提出します。

【質問内容】

	質 問 事 項
1	
2	
3	
4	
5	

【質問書に対する回答等連絡先】

商号又は名称			
支店・営業所等			
担当部署、担当者名			
電話番号		E-mail アドレス	

- ・ 受付期間 令和6年10月31日（木）～令和6年11月7日（木）午後5時まで
- ・ E-mail gakkou@city.ishioka.lg.jp
- ・ 諸 注 意 ○質問は簡潔にまとめてください。

○E-mail タイトルを「石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】に関する質問（事業者名）」とし、E-mail 送信後担当者まで送信の確認電話をお願いします。

担当：岡崎・生天目 Tel0299-43-1111 内線 1414・1421

会社概要書

【申請者情報】

本 社 情 報	(フリガナ)	
	商号又は名称	
	本社所在地	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページ	
	(フリガナ)	
	代表者職氏名	

【会社概要】

--

※事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。必要に応じてパンフレット等の添付でも可とする。

参加資格確認書

令和 年 月 日

石岡市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

【参加資格要件】

1	令和 6・7 年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請有資格者名簿に登録されている法人である。	はい ・ いいえ
2	石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 20 年石岡市告示第 429 号）による審査の結果、入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該案件に対応するとして定めた種目について、登録が認められている。	はい ・ いいえ
3	石岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない。	はい ・ いいえ
4	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。	はい ・ いいえ
5	手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の前日 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者に該当していない。 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない。	はい ・ いいえ
6	国税及び地方税を滞納していない。	はい ・ いいえ
7	過去 5 年間において本件業務と同種同等以上の公共業務の実績が 3 件以上ある。	はい ・ いいえ
8	厚生労働大臣による労働者派遣事業の許可を受けている。	はい ・ いいえ

事業実績書

【小中学校におけるALT派遣契約又は業務委託契約の実績】

契約相手方	業 務 名 (実施年度)	業 務 概 要	派遣人数	履行期間

※過去 5 か年の範囲とし、欄が不足する場合は適宜追加すること。最大 10 件まで記載すること。(契約書の写し添付。その他参考となる資料があれば添付すること。)

【セールスポイント】

事業に必要な知見、専門知識、ノウハウ、などについてセールスポイントがあれば詳しく記入すること。

--

事業執行体制

【事業責任者】

氏名	勤務年数
所属・役職名	
資格・専門分野等	
特記事項	

【その他担当者（コーディネーター等）】

氏名	勤務年数
所属・役職名	
資格・専門分野等	
特記事項	

※特記事項欄には、連絡体制、緊急時の対応、苦情処理対応の流れ等を記入してください。

別途フロー図等の添付です

